

資格を取って安全作業！

フォークリフト・玉掛け・小型移動式クレーン・はい作業主任者

令和6年4月～令和6年9月

技能講習・教育・研修案内

技能講習

フォークリフト



玉掛け



小型移動式クレーン



はい作業主任者



教育・研修等

- 安全衛生推進者(初任時)教育
- 積卸し作業指揮者教育
- 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
- 交通労働災害防止担当管理者教育
- 荷役災害防止担当管理者教育
- フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

◇出張講習も行います。支部へご相談下さい。

神奈川県労働局長登録教習機関



陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1 TEL 045-472-1818 FAX 045-472-1305

ホームページ [陸災防神奈川県支部](#) [検索](#)

お問合せは必ず陸災防神奈川県支部へお願いします。実施会場ではお受けできません。

講習の種類及び料金表

○ 技能講習

講習名	受講資格	コース名	講習時間	定員(1回)	受講日数	講習料金
フォークリフト 運転技能講習 <small>登録番号 第23号 登録満了日 令和11年3月30日</small> 満18歳以上の方で、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上の走行を除く)の業務の資格を取りたい方	・普通・準中型・中型・大型自動車免許または大型特殊自動車免許(カタピラ限定)保持者。	C	31	20名	学科1日 実技3日	38,500円 (受講料35,000円+消費税3,500円) ※テキスト(1,650円)を無料進呈致します。
	・上記資格や経験のない方	D	35	5名	学科1.5日 実技3日	42,900円 (受講料39,000円+消費税3,900円) ※テキスト(1,650円)を無料進呈致します。
	■資格を取ると出来る業務	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転(道路上の走行を除く)の業務				
	講習会場	学科・実技 川崎(白石) 川崎総合物流運輸協同組合 川崎市川崎区白石町7-6 愛川(中津) 北相貨物自動車協同組合 愛甲郡愛川町中津4077-3				
※フォークリフト運転技能講習は、川崎(白石)と愛川(中津)の2カ所の会場で開催しています。愛川では玉掛け技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習も行います。会場の詳細については支部までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。						
玉掛け 技能講習 <small>登録番号 第22号 登録満了日 令和11年3月30日</small> 満18歳以上の方で、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン、もしくはデリックの玉掛け業務の資格を取りたい方	① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許、又は揚貨装置運転免許取得者 又は ② 小型移動式クレーン技能講習修了者又は床上操作式クレーン技能講習修了者 (上記資格の免許・修了証の写し必要)	A	15	20名	学科1.5日 実技1日	19,300円 (受講料16,000円+消費税1,600円+教材費1,700円)
	・上記資格や経験のない方	B	19	20名	学科2日 実技1日	21,500円 (受講料18,000円+消費税1,800円+教材費1,700円)
	■資格を取ると出来る業務	つり上げ荷重が1トン以上のクレーン・移動式クレーン等の玉掛け作業の業務				
	講習会場	6月 学科 神奈川県トラック総合会館(新横浜)、実技 川崎中央トラック協同組合(川崎) 7月 学科・実技とも 北相貨物自動車協同組合(愛川町中津)				
小型移動式 クレーン運転 技能講習 <small>登録番号 第123号 登録満了日 令和11年3月30日</small> 満18歳以上の方で、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務の資格を取りたい方	① クレーン運転士免許、デリック運転士免許、又は揚貨装置運転免許取得者 又は ② 玉掛け技能講習修了者又は床上操作式クレーン技能講習修了者 (上記資格の免許・修了証の写し必要)	A	16	20名	学科1.5日 実技1日	29,200円 (受講料25,000円+消費税2,500円+教材費1,700円)
	・上記資格や経験のない方	B	20	20名	学科2日 実技1日	31,400円 (受講料27,000円+消費税2,700円+教材費1,700円)
	■資格を取ると出来る業務	つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務				
	講習会場	6月 学科 神奈川県トラック総合会館(新横浜)、実技 川崎中央トラック協同組合(川崎) 7月 学科・実技とも 北相貨物自動車協同組合(愛川町中津)				
はい作業主任者 技能講習 <small>登録番号 第21号 登録満了日 令和11年3月30日</small> 満18歳以上の方で、はい作業主任者の資格を取りたい方	はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する方 (業務経験証明が必要)	講習時間	定員	受講日数	9,300円 (受講料7,000円+消費税700円+教材費1,600円)	
	■資格を取ると出来る業務	12	50名	学科2日	高さが2メートル以上のはい付け又は、はいくずし作業の作業主任者	
	講習会場	神奈川県トラック総合会館(新横浜)				

○ 教育・研修 (定員に満たない場合は開催を中止する場合があります)

講習名	受講対象者	講習時間	定員(1回)	受講日数	講習料金
安全衛生推進者(初任時)教育(能力向上教育)	安全衛生推進者に選任された者で初任時教育未修了者(労働安全衛生法第12条の2の規定に常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で選任義務があり、選任した場合は、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針」により初任時教育を行うこととされております)	7	30名	学科1日	8,030円 (受講料5,000円+消費税500円+教材費2,530円)
積卸し作業指揮者教育	1つの荷が100キログラム以上のものを貨物自動車等に積み卸しする作業の作業指揮者で作業指揮者教育未修了者。(労働安全衛生規則第420条により、1つの荷が100キログラム以上のものを貨物自動車等に積み卸しする場合は、作業指揮者を定め、直接作業の指揮・監督を行なわせなければならないと規定されています)	7	30名	学科1日	7,420円 (受講料5,000円+消費税500円+教材費1,920円)
車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育	車両系荷役運搬機械(フォークリフト等)を用いて作業を行なう際の作業指揮者で作業指揮者教育未修了者。(労働安全衛生規則第151条の4により車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行なうときは、作業指揮者を定め、作業の指揮を行なわせなければならないと規定されています。)	7	30名	学科1日	7,420円 (受講料5,000円+消費税500円+教材費1,920円)
上記2種の作業指揮者の【追加】教育	当支部で平成26年8月以降、[積卸し作業指揮者教育]または[車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育]を受講された方に追加教育を実施して、もう一方の[車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育]または[積卸し作業指揮者教育]を修了とする教育です。	3	30名	学科3時間	4,400円 (受講料4,000円+消費税400円) *テキスト持参(購入は教材費1,920円)
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	フォークリフト運転技能講習修了証取得者で業務経験のある方。(労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」があり、フォークリフト運転業務に従事する者に対する教育を行うこととされております)	6	20名	学科・実技1日	8,030円 (受講料5,000円+消費税500円+教材費2,530円)
講習会場	安全衛生推進者、作業指揮者教育、荷役災害防止担当管理者教育、交通労働災害防止担当管理者教育は 新横浜 フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育は 愛川(中津)				

※上記以外の教育・研修に関しては陸災防神奈川支部ホームページをご参照ください

● 受講申し込み手続き方法について

1. 申込受付

受講希望日程の空き状況を電話でご確認の上、**FAXで申込書を送信してください**。FAXによる先着順で申込受付いたします。お電話・ホームページでの申込みはできません。**満席の場合のみご連絡致します。**

電話番号 045-472-1818 FAX 045-472-1305

ホームページ 陸災防神奈川支部 検索

※各講習の申込用紙については上記連絡先にご請求いただくか、ホームページよりダウンロードして下さい。

2. 書類送付

FAX送信後、ただちに(原則1週間以内に)申込書(原本)を陸災防神奈川支部まで送付して下さい。

- ・技能講習受講申込書 写真(1枚、裏に名前記入)、自動車運転免許証のコピー(フォークリフト受講者のみ)、科目により必要書類を添付して下さい。
- ・教育・研修受講申込書 写真・免許証のコピーは不要です。

送付先 〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1 トラック総合会館4階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部

3. 料金支払い

FAX送信後、ただちに(原則1週間以内に)下記(1)~(3)の方法で講習料のお支払いをお願い致します。なお、受講開始日1週間前までにご入金がない場合には取り消しさせていただきますのでご了承ください。

(1) 銀行振り込み

下記口座に講習料金を振り込んでください。なお、振込手数料はご自身でご負担下さい。

振込み口座：りそな銀行 横浜支店 普通口座 0286304
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部

(2) 現金書留

講習料、申込書を同封し、現金書留で送付してください。

(3) 直接持参する

講習料、申込書を陸災防神奈川支部まで持参してください。

入金の確認、申込書(原本)の到着後に受講票、会場地図を送付いたします。

受講日初日に必ずお持ち下さい

4. 受講

初日は本人確認が出来る書類 [①自動車運転免許証、②健康保険証、③マイナンバーカード、④パスポート ⑤住民票写し(原本) ①~⑤のいずれか1つ]の原本を持参して下さい。教育・研修をご受講の場合は不要です。その他持参するものについては受講票に記載してありますので確認して下さい。

● 受け付け締め切り

各講習・研修の申込期限は、**受講日初日の1週間前です**。ただし、各講習とも定員になり次第締め切ります。

● 受講の取り消し・変更・欠席の取り扱いについて

① 受講の取り消し

受講の取り消しについては事前に必ずご連絡をお願い致します。ご連絡がない場合は欠席扱いになり講習料の返金はありません。

② 日程・受講者の変更

日程・受講者の変更については受講開始日の前日(技能講習は1週間前)までにご連絡をお願い致します。日程の変更については1回に限り、次回講習(次回講習が満員の場合はその次)への振替をします。なお、日程変更後の取り消しについては講習料の返金はありません。また、変更後の日程の再変更はできません。

③ 欠席・遅刻

受講日初日及び日程途中からの欠席・遅刻は未修了扱いとなり、且つ講習料の返金はありません。ご注意ください。ただし、ご本人から連絡があり、やむを得ない事情と当協会が判断した場合には、再受講を認めることもあります。